

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障害児通所給付費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、障害児通所給付費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県防府市長

## 公表日

令和7年1月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、対象者への障害児通所給付費の支給等に関する事務を行っている。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理・給付決定</li><li>②障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理・支給</li><li>③高額障害児通所給付費の支給申請の受理・支給決定・支給</li><li>④肢体不自由児通所給付費の支給</li><li>⑤負担能力の認定及び費用の徴収</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 障害福祉システム</li><li>2. 団体内統合宛名システム</li><li>3. 中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス資格管理ファイル、障害福祉サービス給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項 別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠): 11、15、20、80、144、155の項 (情報照会の根拠): 14、15、16、20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市福祉部障害福祉課 電話番号 0835-25-2387
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[      ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しており、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。さらに、副本登録は自動連携により行っており、当該サーバーにはアクセス権限を設定している。 また、マイナンバー登録事務は「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。 これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 中谷 剛士	障害福祉課長 伊藤 浩二	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 伊藤 浩二	障害福祉課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条	番号法 ・第9条第1項別表第一の8の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :8, 11, 16, 56の2, 108, 116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :10, 11, 12, 16の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第7条、第9条、第10条、第10条の2、第12条、第30条、第55条、第59条の2	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :8, 11, 16, 56の2, 108, 116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :10, 11, 12, 16の項	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項別表第一の8の項	番号法 ・第9条第1項 別表の9の項	事後	法改正による変更
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :8, 11、16、56の2、108、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :10、11、12、16の項	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠): 11、15、20、80、144、155の項 (情報照会の根拠): 14、15、16、20の項	事後	法改正による変更
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市健康福祉部障害福祉課 電話番号 0835-25-2387	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市福祉部障害福祉課 電話番号 0835-25-2387	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	[ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	<p>マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しており、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。さらに、副本登録は自動連携により行っており、当該サーバーにはアクセス権限を設定している。</p> <p>また、マイナンバー登録事務は「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式の変更によるもの